

飛驒市飛驒古川駅東駐車場自動販売機設置事業者募集要項

飛驒市飛驒古川駅東駐車場における自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）を下記により募集する。

1 公募する自動販売機の設置場所等

- (1) 設置場所等（設置場所の詳細は別紙図面の通り。）

| No. | 施設 | 設置場所 | 台数 | 設置面積 |
|-----|--------------|---------|----|--|
| 1 | 飛驒市飛驒古川駅東駐車場 | 公衆トイレ横① | 1台 | 約 1 m ² (横約 1.25m × 奥行き約 0.8m) |
| 2 | 飛驒市飛驒古川駅東駐車場 | 公衆トイレ横② | 1台 | 約 1 m ² (横約 1.25m × 奥行き約 0.8m) |

- (2) 申込にあたっては、実際の設置範囲について現地確認を行うこと。
(3) 販売品目は飲料品（酒類、煙草を除く。）とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
(4) 可能な限りユニバーサルデザイン仕様の自動販売機とする。
(5) キャッシュレス機能付きの自動販売機とする。
(6) 近隣住民への配慮から、自動販売機の商品棚の蛍光灯を22時以降消灯する仕様とする。ただし、購入時は点灯することとする。

2 応募資格要件

- (1) 次の要件をすべて満たす者とする。
ア 市内の法人又は個人であること。
イ 自動販売機設置業務の実績があること。
ウ 市税等を滞納していないこと。
エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号まで規定する暴力団の構成員及び破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。
オ 法令等により販売に必要な許認可等を要する場合は、その許認可を受けていること。
(2) 設置事業者として決定した後に前項の要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての使用許可を取り消すものとする。

3 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

※ 市が公用若しくは公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断した場合は、当初の使用開始日から3年を限度に引き続き使用を許可する場合がある。その場合、次年度も引き続き使用を希望する者は、使用許可期間満了日の30日前までに使用許可の継続申請を行うこと。
※ 市が必要とするときは、許可期間内でも終了とする場合がある。

4 使用料等

- (1) 使用料
飛驒市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例に基づき算出した金額とする。
- (2) 電気料
飛驒市行政財産の目的外使用に係る使用料等徴収事務取扱要綱に基づき、原則として設置事業者が電力供給事業者と直接契約し、直接支払うものとする。ただし、設備の共同等でこれが困難なときは、市は次の方法により電気料を算定し、設置事業者に請求するものとする。
施設全体の電気料×(自動販売機子メータの使用量÷施設全体親メータの使用量)
- (3) 自動販売機設置費・計量機器（子メータ）設置費・撤去費・維持管理費
設置事業者の負担とする。
- (4) 使用許可の手続きに関する費用
設置事業者の負担とする。

(5) 使用料・電気料の支払い

市の発行する納入通知書（使用料は年度当初、電気料は翌年度当初）により、市の指定する期限までに全額納入すること。

5 使用上の制限

- (1) 施設を許可の目的以外の目的に使用し、又はその使用する地位を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ市の承認を得ること。
- (3) 市は次に掲げる事由が生じたときは、その使用許可を取り消し、使用を制限し、又は退去させることができること。
 - ア 市において、公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。
 - イ 使用料を滞納したとき。
 - ウ 施設の管理が良好でないとき。
 - エ その他使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前号の規定による使用許可の取消しによって生じた損害については、市は賠償の責を負わないものとする。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認し、工事方法は事前に市と協議の上、安全に設置するものとする。
- (6) 設置した自動販売機の売上等について市が報告を求めた場合は、設置事業者は協力するものとする。

6 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理については、設置業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して空き缶等回収ボックスを設置し、設置事業者の責任において適切に回収、処分すること。また、自動販売機付近に放置された空き缶等についても処理すること。
- (3) 販売品搬入及び廃棄物搬出の時間及び経路について市の指示に従うこと。
- (4) 衛生管理、感染症対策等について、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ、苦情等については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (6) 自動販売機に関する事故について、市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うものとする。
- (7) 自動販売機の商品等の盗難及び破損について、市の責に帰する事由による場合を除き、市はその責を負わないものとする。
- (8) 自動販売機及び商品が汚損又は毀損したときは、市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者は自らの負担により速やかに復旧しなければならない。
- (9) 併設している他の自動販売機設置事業者との間で管理、販売価格等の問題が生じた場合、当事者間で解決すること。

7 原状回復の義務

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、市が認めるものを除くほか速やかに原状回復して市の確認を受けるものとし、原状回復にかかる費用は設置事業者の負担とする。

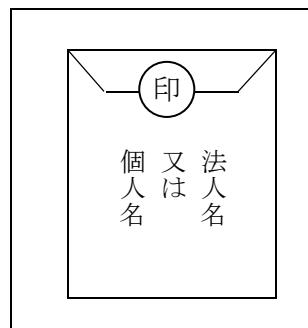
8 応募申込手続き

(1) 申込方法

定形封筒（長形3号等）に下記の書類を同封し、封筒の裏面に法人名及び個人名を油性ボールペン等で記入の上、下記提出先へ持参して申し込みください。（郵送、電話、FAX、電子メール等による申込不可）

- ① 応募申込書〔所定様式〕
- ② 誓約書〔所定様式〕
- ③ 調査承諾書〔所定様式〕
- ④ 許認可等の免許証の写し（該当する場合のみ）

(2) 申込受付期間



令和8年2月4日（水）～19日（木）内における平日午前9時00分～午後4時30分

(3) 提出先

飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市役所 総務課 管財係へ提出してください。

(4) その他

- 一度申込みを受理した後は、申込の追加や取消しはできません。
- 2区画の申込は可とするが、区画No.1の設置事業者に決定した事業者は区画No.2の抽選には参加できないことを了知したうえで申込してください。

9 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を通過した事業者が1社の場合はその事業者に決定する。複数の場合は抽選により設置事業者を決定する。

抽選日 令和8年2月26日（木）午後1時30分から（受付 午後1時00分から）

場 所 飛騨市役所 2階 会議室

- その他
- 代理人が参加する場合は、委任状1通を持参してください。
 - 抽選開始時に、抽選会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。
 - 抽選結果は理由の如何を問わず撤回することはできない。
 - 抽選を公平に執行できない等、特別な事情があると認めるときは、抽選の執行を延期し、又は取りやめがある。

- (2) 設置事業者を決定したときは、応募者へ書面で通知するとともに、飛騨市ホームページ等にて設置事業者名を公表する。

10 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、決定通知文の到着後、速やかに「行政財産使用許可申請書」「決定通知書の写し」を飛騨市役所 まちづくり観光課 資源係へ提出してください。申請様式は、設置事業者に別途お渡します。

11 設置事業者の使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての使用許可を取り消すものとし、次回以降の設置事業者の公募に参加できないものとする。

- ア 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- イ 設置事業者が応募者の資格を失った場合。
- ウ 公開の場における設置事業者の決定後の辞退等、公募選定事務の円滑な執行を困難にする行為と市が判断した場合。

12 自動販売機の設置日・撤去日

- (1) 設置日は、原則として令和8年4月1日（火）以降とし、市と設置事業者と協議の上決定する。

○ 募集に関する問い合わせ先

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号

飛騨市役所 総務課 管財係 担当 南・野原

TEL 0577-73-7461 (直通) E-mail kanzai@city.hida.lg.jp